

大阪府の建設事業評価について

1. 建設事業評価とは

建設事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図るため、府及び府が設立する地方独立行政法人が実施する建設事業（総事業費1億円以上。災害復旧、補修、改修及び維持管理を除く。）を対象に、事業の実施又は継続等の妥当性について評価を実施するもの。

① 事前評価

新規事業について、事業実施の妥当性の判断とより効率的な実施方法等を検討
<評価の時期>

- ・基盤整備事業…事業費の予算化を予定している年度の前年度内
- ・施設整備事業…実施設計の予算化を予定している年度の前年度内 等

② 再評価

実施中の事業について、事業継続の妥当性の判断とより効率的な実施方法等を検討
<評価の時期>

- ・事業採択後5年未着工…事業採択の年度を含め5年目の年度内
- ・事業採択後10年間継続中…事業採択の年度を含め10年目の年度内
- ・再評価後5年経過…再評価実施時から5年経過後の年度内
- ・事業計画又は総事業費の大幅な変更…事業計画変更又は事業費の予算変更の前 等

③ 事後評価

完了した事業について、完了後の効果等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討し、その結果を同種事業の計画、調査等へ反映（総事業費10億円以上）

<評価の時期>

- ・事業完了後5年以内

2. 大阪府建設事業評価審議会について

建設事業評価対象事業のうち、一定の要件に該当する事業について、学識経験者等で構成する大阪府建設事業評価審議会の意見を聴き、府の対応方針を決定している。

審議会規則第6条第1項の規定に基づき、必要に応じて部会を置くことが可能であり、現在、都市整備部の案件については、都市整備部会を設置し審議を行っている。

【対象事業】

- ・ 総事業費 10 億円以上の再評価対象事業
- ・ その他、知事が特に必要と認める事業

【評価の視点】

○事前評価

- ・ 上位計画等における位置づけ(優先度を含む)
- ・ 事業を巡る社会経済情勢
- ・ 費用便益分析等の効率性
- ・ 安全、安心、活力、快適性等の有効性
- ・ 自然環境等への影響と対策
- ・ 代替手法との比較検討

○再評価

- ・ 事業の進捗状況(事業計画等の変更及び今後の進捗見通しを含む)
- ・ 事業を巡る社会経済情勢の変化
- ・ 費用便益分析等の効率性
- ・ 安全、安心、活力、快適性等の有効性
- ・ 自然環境等への影響と対策

【審議等の流れ】

- ① 審議会(※)において個別事業の審議
- ② 審議会(※)において意見具申を決議し、府(知事)に提出
- ③ 審議会(※)の意見具申等をふまえて、府の対応方針を決定し、公表

(※)都市整備部の案件は、「都市整備部会」で審議するとともに、審議会規則第6条第5項の規定により、部会の決議をもって審議会の決議としている